

第八十九条の三第四項中「第二十六条、第二十九条第一号、第三号及び第四号並びに第三十一条」を「及び第二十六条」に改め、「第十五条の二及び第十七条」を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定により揮発油税法第十四条第七項、第二十四条及び第二十六条並びに地方揮発油税法第十四条の二の規定が準用される前項の揮発油を移入した者は、揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号に規定する者とみなして、揮発油税法第二十八条第三号、第六号及び第七号並びに第二十九条並びに地方揮発油税法第十六条及び第十七条の規定を適用する。

第八十九条の四第三項中「前条第四項から第六項まで」を「前条第六項及び第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 揮発油税法第十四条第七項、第二十四条及び第二十六条並びに地方揮発油税法第十四条の二の規定は、前項の規定の適用を受けた揮発油を前条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者

について、それぞれ準用する。

3 前項の規定により揮発油税法第十四条第七項、第二十四条及び第二十六条並びに地方揮発油税法第十四条の二の規定が準用される前項の揮発油を同項の場所に移入した者は、揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号に規定する者とみなして、揮発油税法第二十八条第三号、第六号及び第七号並びに第二十九条並びに地方揮発油税法第十六条及び第十七条の規定を適用する。

第九十条第四項中「第二十六条、第二十九条第一号、第三号及び第四号並びに第三十一条」を「及び第二十六条」に改め、「第十五条の二及び第十七条」を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定により揮発油税法第十四条第七項、第二十四条及び第二十六条並びに地方揮発油税法第十四条の二の規定が準用される前項のみなし揮発油を移入した者は、揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号に規定する者とみなして、揮発油税法第二十八条第三号、第六号及び第七号並びに第二十九条並びに地方揮発油税法第十六条及び第十七条の規定を適

用する。

第九十条の二第三項中「前条第四項から第六項まで」を「前条第六項及び第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 揮発油税法第十四条第七項、第二十四条及び第二十六条並びに地方揮発油税法第十四条の二の規定は、前項の規定の適用を受けたみなし揮発油を前条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者について、それぞれ準用する。

3 前項の規定により揮発油税法第十四条第七項、第二十四条及び第二十六条並びに地方揮発油税法第十四条の二の規定が準用される前項のみなし揮発油を同項の場所に移入した者は、揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号に規定する者とみなして、揮発油税法第二十八条第三号、第六号及び第七号並びに第二十九条並びに地方揮発油税法第十六条及び第十七条の規定を適用する。

第九十条の四第一項中「平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十四年三月三十一日まで」（第四号

に掲げる重油及び粗油については、平成二十三年三月三十一日まで」に改め、同条第二項中「第二十三條」を「及び第二十三條」に改め、「第二十六條（第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三條第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七條第一項」を削り、「第九十條の四第四項及び第五項」を「第九十條の四第六項及び第七項」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第二十六條（第一号から第三号まで及び第四号中同法第二十三條第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七條第一項」を削り、「第九十條の四第四項及び第五項」を「第九十條の四第六項及び第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定により石油石炭税法第二十三條（第一項第二号及び第四号を除く。）の規定が準用される前項の重油及び粗油を同項の用途に供する者は、同条第一項第一号に規定する者とみなして、同法第二十五條（第一号から第五号まで及び第六号中同法第二十三條第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六條第一項の規定を適用する。

第九十條の四第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定により石油石炭税法第二十一條及び第二十三條（第一項第二号及び第四号を除く。）の規

定が準用される前項の原油、揮発油、灯油、軽油又は石油ガスその他のガス状炭化水素を同項の用途に供する者並びに同項の重油及び粗油の販売業者（同項の規定により準用される同法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

第九十条の四の二第二項中、「第二十三条」を「及び第二十三条」に改め、「第二十六条（第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項」を削り、「第九十条の四の二第三項及び第四項」を「第九十条の四の二第四項及び第五項」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三条（第一項第二号及び第四号を除く。）の規定が準用される前項の特定石炭を同項の用途に供する者及び同項の特定石炭の販売業者（同項の規定により準用される同法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第

六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

第九十条の四の三第二項中、「第二十三条」を「及び第二十三条」に改め、「第二十六条（第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項」を削り、「第九十条の四の三第三項及び第四項」を「第九十条の四の三第四項及び第五項」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三条（第一項第二号及び第四号を除く。）の規定が準用される前項の沖縄発電用特定石炭を同項の用途に供する者及び同項の沖縄発電用特定石炭の販売業者（同項の規定により準用される同法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

第九十条の五第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第五項中「第二十三条」を「及び第二十三条」に改め、「第二十六条（第一号及び第二号並びに第四号

中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。)及び第二十七条第一項」を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三条(第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。)の規定が準用される前項の石油化学製品の製造者又は同項の特定揮発油等の製造者若しくは販売業者(同項の規定により準用される同法第二十二条(第一号を除く。))の規定により記帳の義務を承継する者を含む。)は、同法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十五条(第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。)及び第二十六条第一項の規定を適用する。

第九十条の六第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第二十六条(第一号から第三号まで及び第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。)」及び第二十七条第一項」を削り、「第九十条の六第四項及び第五項」を「第九十条の六第六項及び第七項」に改め、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第二十三条」を「及び第二十三条」に改め、「第二十六条(第一号及び第二号

並びに第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項」を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定が準用される前項の重油の製造者又は販売業者（同項の規定により準用される同法第二十一条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

第九十条の六第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定により石油石炭税法第二十三条（第一項第二号及び第四号を除く。）の規定が準用される前項の方法により購入された重油を同項の用途に供する者は、同条第一項第一号に規定する者とみなして、同法第二十五条（第一号から第五号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

第九十条の六の二第五項中「第二十三条」を「及び第二十三条」に改め、「第二十六条（第一号及

び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。)及び第二十七条第一項」を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三条(第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。)の規定が準用される前項の石油アスファルト等製造業者(同項の規定により準用される同法第二十二條(第一号を除く。))の規定により記帳の義務を承継する者を含む。)は、同法第二十一条に規定する者とみなして、同法第二十五条(第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。)及び第二十六条第一項の規定を適用する。

第九十条の七第一項中「五年」を「十年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第三項中「十万円以下の罰金又は科料」を「一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」に改め、同項第一号中「第九十条の四第四項」を「第九十条の四第六項」に改め、同項第二号中「第九十条の四の二第三項」を「第九十条の四の二第四項」に改め、同項第三号中「第九十条の四の三第三項」を「第九十条の四の三第四項」に改め、同項第四号中「第九十条の六第四項」を「第九十条の六第六項」に改め、同項に次の一号を加える。

六 前条第三項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

第九十条の七第四項を削り、同条第五項中「第三項」を削り、「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第九十条の八第一項中「旅客の」を削る。

第九十条の十第一項中「届出軽自動車」若しくは「車両番号の指定」を「若しくは届出軽自動車」に改める。「車」に、「届出軽自動車若しくは車両番号の指定」を「若しくは届出軽自動車」に改める。

第九十条の十一の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(自動車重量税率の特例)」を付し、同条第一項中「昭和五十一年五月一日から平成三十年四月三十日までの間」を「平成二十二年四月一日以後」に改め、「車両番号の指定」の下に「(自動車重量税法第二条第一項第三号に規定する車両番号の指定をいう。)」を、「受ける検査自動車」の下に「(第九十条の十二第一項各号に掲げる検査自動車を除く。)」を加え、「自動車重量税法」を「同法」に改め、「かかわらず」の下に「当分の間」を加え、同項第一号イ中「五千百円」を「四千八百円」に改め、同号ロ中「五千六百円」を「五千四百円」に、「三千四百円」を「三千二百円」に改め、同号ハ中「二千八百円」を「二千七百円」に、「千七百

円」を「千六百元」に改め、同号二中「八千四百円」を「八千五百円」に、「四千五百円」を「四千三百円」に改め、同項第二号イ中「一万八千九百元」を「一万五千元」に、「一万三千二百円」を「一万四千四百円」に、「七千五百円」を「六千六百元」に改め、同号ロ中「一万二千六百元」を「一万円」に、「八千八百円」を「七千六百元」に、「五千元」を「四千四百円」に改め、同号ハ中「六千三百円」を「五千円」に、「四千四百円」を「三千八百円」に、「二千五百円」を「二千二百円」に改め、同号ニ中「一万三千二百円」を「一万千三百円」に、「六千三百円」を「五千五百円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九十条の十一の二 平成二十二年四月一日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車のうち、初めて道路運送車両法第七条第一項の規定による登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた日の属する月から起算して十八年を経過する月（軽自動車その他の政令で定める検査自動車については、政令で定める月）の初日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車（次条第一項各号に掲げる検査自動車を除く。）に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる

税率により計算した金額（道路運送車両法第六十三条に規定する臨時検査に係る自動車にあつては、当該金額に〇・五を乗じて得た金額）とする。

一 道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を經營する者がこれらの事業の用に供する自動車

イ 自動車検査証の有効期間が二年と定められている自動車（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）

(1) (2)及び(3)に掲げる自動車以外の自動車

(i) 車両総重量が一トン以下のもの 五千六百元

(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに五千六百元

(2) 軽自動車 五千六百元

(3) 二輪の小型自動車 三千四百円

ロ イに掲げる自動車以外の自動車

(1) 乗用自動車 (3)及び(4)に掲げる自動車を除く。)

(i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 二千八百円

(ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに二千八百円

(2) (1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車

(i) 車両総重量が一トン以下のもの 二千八百円

(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに二千八百円

(3) 軽自動車 二千八百円

(4) 二輪の小型自動車 千七百円

二 前号に掲げる自動車以外の自動車

イ 自動車検査証の有効期間が二年と定められている自動車（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）

(1) 乗用自動車（(3)及び(4)に掲げる自動車を除く。）

(i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 一万二千六百円

(ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに一万二千六百

円

(2) (1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車

(i) 車両総重量が一トン以下のもの 一万二千六百円

(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに一万二千六百円

(3) 軽自動車 八千八百円

(4) 二輪の小型自動車 五千円

ロ イに掲げる自動車以外の自動車

(1) 乗用自動車 (4)及び(5)に掲げる自動車を除く。)

(i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 六千三百円

(ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに六千三百円

(2) (1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる自動車以外の自動車

(i) 車両総重量が一トン以下のもの 六千三百円

(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに六千三百円

(3) 車両総重量二・五トン以下の貨物自動車(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。

(i) 車両総重量が一トン以下のもの 四千四百円

(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに四千四百円

(4) 軽自動車 四千四百円

(5) 二輪の小型自動車 二千五百円

2 前項の車両重量及び車両総重量の計算に関し必要な事項は、自動車重量税法第七条第三項に定めるところによる。

第九十条の十二第二項中「第七条第一項」の下に「第九十条の十一第一項」を加え、「同条」を「前二条」に改め、同項第一号中「次項第一号」の下に「及び第二号」を加え、同項第二号に次のように加える。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の軽油自動車であつて、前項第五号に掲げるもの以外の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるものに適合し、かつ、工

エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので財務省令で定めるもの

第九十条の十二第三項中「第七条第一項」の下に、「第九十条の十一第一項」を加え、「同条」を「前二条」に改め、同項第二号中「前号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の揮発油自動車（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので財務省令で定めるものに該当し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので財務省令で定めるもの（前号に掲げる自動車に該当するものを除く。）

（納税貯蓄組合法の一部改正）

第十九条 納税貯蓄組合法（昭和二十六年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「一に」を「いずれかに」に、「五万円」を「十万円」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第二十条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和三十七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「十万円以下の罰金又は料料」を「一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第二十一条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「二十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第二十二条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「五年」を「十年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「五十万円をこえる」を「百万円を超える」に、「五十万円をこえ」を「百万円を超え」に改める。

第二十四条中「一に」を「いずれかに」に、「五十万円以下の罰金又は料料」を「二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」に改める。

(清酒製造業等の安定に関する特別措置法の一部改正)

第二十三条 清酒製造業等の安定に関する特別措置法(昭和四十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「十万円」を「五十万円」に改める。

第十九条中「一に」を「いずれかに」に、「一万円」を「十万円」に改める。

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正)

第二十四条 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第七条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第八条を削る。

第九条第一項中「第七条」を「前条」に改め、同条を第八条とする。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正）

第二十五条 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項及び第十一条第二項中「千分の百八十八」を「千分の百三十四」に、「千分の八百十二」を「千分の八百六十六」に改める。

第十二条第二項第一号中「千分の百八十八」を「千分の百三十四」に、「千分の八百十二」を「千分の八百六十六」に改め、同項第二号中「千分の九十四」を「千分の六十七」に、「千分の九百六」を「千分の九百三十三」に改め、同項第三号中「千分の六十七」を「千分の四十五」に、「千分の九百三十三」を「千分の九百五十五」に改める。

第十四条第一項中「千分の百八十八」を「千分の百三十四」に、「千分の八百十二」を「千分の八百六十六」に改め、同条第二項中「千分の百八十八」を「千分の百三十四」に、「千分の九十四」を「千分の

六十七」に、「千分の八百十二」を「千分の八百六十六」に、「千分の九百六」を「千分の九百三十三」に改め、同条第三項中「千分の百八十八」を「千分の百三十四」に、「千分の六十七」を「千分の四十」に、「千分の八百十二」を「千分の八百六十六」に、「千分の九百三十三」を「千分の九百五十五」に改める。

第十六条第三項及び第十七条第一項中「千分の百八十八」を「千分の百三十四」に、「千分の八百十二」を「千分の八百六十六」に改める。

第二十一条第一項中「五年」を「十年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「五十万円」を「百万円」に改める。

第二十二条中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

次に掲げる規定、平成二十二年六月一日

イ 第一条中所得税法の目次の改正規定、同法第二百三十八条の改正規定、同法第二百三十九条の改正規定、同法第二百四十条の改正規定、同法第二百四十一条及び第二百四十二条の改正規定、同法第二百四十三条を削る改正規定、同法第二百四十四条の改正規定並びに同条を同法第二百四十三条とする改正規定

ロ 第二条中法人税法の目次の改正規定（「第六十四条」を「第六十三条」に改める部分に限る。）、同法第二百五十九条第一項の改正規定（「第六十四条第一項」を「第六十三条第一項」に、「五年」を「十年」に、「五百万円」を「千万円」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定、同法第六十条の改正規定（「二十万円」を「五十万円」に改める部分に限る。）、同法第六十一条の改正規定、同法第六十二条の改正規定（「二十万円」を「五十万円」に改める部分に限る。）、同法第六十三条を削る改正規定、同法第六十四条第一項の改正規定及び同条を同法第六十三条とする改正規定

ハ 第三条中相続税法の目次の改正規定、同法第六十八条の改正規定、同法第六十九条の改正規定、同

法第七十条の改正規定及び同法第七十二条を削る改正規定

二 第四条の規定（地価税法第三十二条第四項の改正規定を除く。）

ホ 第五条中消費税法の目次の改正規定、同法第六十二条第一項の改正規定、同法第六十四条の改正規定、同法第六十五条の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第六十七条から第六十九条までを削る改正規定、同法第七十条第一項の改正規定及び同条を同法第六十七条とする改正規定

ヘ 第六条の規定

ト 第七条中たばこ税法の目次の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同法第二十九条の改正規定、同法第三十条を削る改正規定、同法第三十一条第一項の改正規定及び同条を同法第三十条とする改正規定

チ 第八条の規定

リ 第九条の規定（地方揮発油税法第十三条第一項の改正規定を除く。）

ヌ 第十条の規定

ル 第十一条の規定

ヲ 第十二条の規定

ワ 第十三条の規定

カ 第十四条中印紙税法の目次の改正規定、同法第二十二條の改正規定、同法第二十三條及び第二十四條を削る改正規定、同法第二十五條の改正規定、同條を同法第二十三條とする改正規定、同法第二十六條の改正規定、同條を同法第二十四條とする改正規定、同法第二十七條の改正規定並びに同條を同法第二十五條とする改正規定

コ 第十五條の規定（国税通則法第二條第六号ハ(2)の改正規定、同法第六十五條第三項第二号口の改正規定及び同法第七十一條第二項の改正規定を除く。）

ク 第十六條の規定

ケ 第十七條の規定（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三條の二第一項の改正規定（「第九條の五の二第二項」を「第九條の六第二項」に改める部分に限る。）、同條第二項の改正規定、同條第三項の改正規定（「第九條の五の二第三項」を「第九條の六第三項」に改める部分に限る。）、同條第四項の改正規定、同條第五項の改正規定（「第九條の五の

二第二項」を「第九条の六第二項」に改める部分に限る。）、同条第六項の改正規定、同条第七項の改正規定（「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に改める部分に限る。）、同条第八項の改正規定、同条第十三項の表第七十二条第一項第一号の項の改正規定、同条第十七項第一号の改正規定（「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める部分に限る。）、同条第十九項第二号の改正規定（「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める部分に限る。）、同条第二十一項第二号の改正規定（「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める部分に限る。）、同条第二十三項第二号の改正規定（「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める部分に限る。）、同条第二十五項第二号の改正規定（「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める部分に限る。）、同法第六条の二第一項の改正規定及び同法第七条第一項の改正規定（「（解散（合併による解散を除く。）による清算所得の金額を含む。以下この項において同じ。）」を削る部分に限る。）を除く。）

ソ 第十八条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第七十条の十二」を「第七十条の十三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第五項第四号の改正規定（「規定する条約」の下に「その他の我が国が締結した国際約束」を、「締約国」の下に「又は締約者」を加え、「条約相手国」を「条約相手

国等」に改める部分に限る。）、同項第五号の改正規定、同法第九条の四の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第九条の五第一項の改正規定、同法第三十七条の十一の三第八項の改正規定、同法第四十二条の二第三項第一号の改正規定、同法第四十二条の三（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項第二号中「規定する報告書」の下に「第三十七条の十四第十五項に規定する報告書」を加える部分並びに同項第五号及び第六号に係る部分を除く。）、同法第六十六条の四第十二項の改正規定（「十万円」を「三十万円」に改める部分に限る。）、同条第十九項の改正規定（同項を同条第十八項とする部分を除く。）、同法第六十六条の四の二第一項の改正規定（「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の八十八第十一項の改正規定、同条第十九項の改正規定、同法第六十八条の八十八の二第一項の改正規定、同法第四章中第七十条の十二の次に一条を加える改正規定、同法第八十六条の二の改正規定、同法第八十七条の八の改正規定、同法第八十八条の七の改正規定、同法第八十九条の二の改正規定、同法第八十九条の三の改正規定、同法第八十九条の四の改正規定、同法第九十条の二の改正規定、同法第九十条の三の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の四の二の改正規定、同法第九十条の四の三の